



広報

いちいきしきの 木野

Ichikikushikino City
Public Information

vol.52

2010.2【2月22日発行】

今月号の主な内容

- 第14回徐福ロマンロードウォーキング大会
- まちの話題
- おしらせ版
- 市民カレンダー



節分のまめまき

(みんなに福がきますように)

生福保育所と潮風園との交流 (2月3日撮影)

地域で健康なまちづくりをすすめましょう(たばこ、検診編)

串木野健康増進センター (☎33-3450)

禁煙、定期検診のすすめ

広報いちき串木野12月21号に、『おなかまわりが気になる人』のための禁煙計画』と題し、禁煙について掲載させて頂きましたが、今回は実際にたばこをやめたKさんの事例を紹介したいと思います。

Kさんは、45歳男性、一児のパパで、去年の禁煙教室に参加されました。

参加されたときは、すでに、本数も7～8本に減っており、ニコチン依存度も低いほうで、1か月以内の禁煙を考えていました。

以下のように話をすすめていきました。

●Kさんの禁煙に関するメリット、デメリット

メリット

- ・子どもと妻が喜ぶ
- ・胃腸の症状がよくなるかも…
- ・おこづかいが他のことにまわせる
- ・いろんな病気をふせげる
- ・スポーツしても息切れしないかも…
- ・ごはんがおいしくなる



デメリット

- ・車のなかでの楽しいひとときがなくなる
- ・仕事をするなかで、休憩中のひとときがなくなる

メリットの方が多く、動機、自信レベルは十分でしたので、話し合いの結果、禁煙教室の翌日を禁煙開始日と決めました。

次に今までの喫煙行動パターンをふりかえり、喫煙行動にかわる代替行動を決めました。

おもな喫煙時間	どんな時に吸っていたか？	喫煙にかわる行動
10時	朝一番のたばこは出勤途中の車の中	車の中を禁煙とし、仁丹と水で我慢
15時	休憩中のたばこ	職場の人も吸わないので大丈夫！
19時	仕事帰りの車の中	自分へのご褒美だったが・・・仁丹でリラックス！

上記の時間だけ、たばこをやめるのが惜しい時間帯でしたので、相談して喫煙代替行動を決めました。

以下は、電話での内容確認です。

- 禁煙開始2日後・・・離脱症状、こめかみが痛く頭痛出現 ⇒ **仁丹をなめておちついた**
- 1週間後・・・たばこが夢にでてくる ⇒ **吸いたい気持ちを家族とのふれあいでまぎらわす**
- 2週間後・・・おなかの調子がよく食事もおいしい ⇒ **体重記録を続けてつけている**
- 1か月後・・・持久力がついた ⇒ **スポーツをはじめよう**
- 3か月後・・・たばこを吸いたい気持ちがなくなった ⇒ **もう大丈夫！** 卒業証書授与

そして、時は過ぎ・・・1年後お電話すると「大丈夫ですよ！仁丹はおすすめですね！」と明るいKさんの声。今は筋トレをしながら体重も維持しているとのこと。

Kさんは、市のがん検診も毎年、受診されていました。串木野健康増進センターに相談にこられるのも抵抗がなかったようです。

まずは、自分の健康をみつめなおすこと、自分の体を知ることが大切です。2月5日付けで、各種検診の申し込み用紙も届いていると思います。

まずは、定期的に検診を受けることが健康づくりの第一歩です。年に一回は必ず受けましょう。

皆さんで健康なまちづくりをすすめていきましょう！



「美しい日本の歩きたくなるみち」500選にコース認証 第14回徐福ロマンロードウォーキング大会



【期日】 平成22年3月7日(日)

【集合・出発場所】 冠岳花川砂防公園

【受付】 8:30～ 【開会式】 9:00～ (9:20出発予定)

- ① 花川砂防公園周辺3kmコース (所要時間50分程度)
- ② ダムふれあい橋折返し7kmコース (所要時間2時間程度)
- ③ 徐福展望公園経由10kmコース (所要時間3時間程度)

※ ご自分の体力に合わせてお選びください。

☆参加料無料 ☆地元婦人会によるうどんの販売



【携行品】 タオル、手袋、帽子、雨具、水筒等

※緊急時のために携帯電話をお持ちの方はご持参ください。

【問合せ・申込先】 (※電話・FAXでも申込み可能です)

いちき串木野市教育委員会市民スポーツ課

☎0996-32-3111 FAX0996-36-5228

※串木野庁舎1階ロビー、串木野体育センター、

B & G海洋センター、市来体育館でも申込書の提出ができます。



【事前申込締切】 (3月2日(火)まで。当日受付もできます。)

主催：いちき串木野市、いちき串木野市教育委員会

主管：徐福ロマンロードウォーキング大会実行委員会

後援：いちき串木野市体育協会、南日本新聞社

※駐車場が限られています。乗り合わせや送迎バスでご来場ください。
(要予約：裏参照)

----- 切り取り線 -----

第14回 徐福ロマンロードウォーキング大会参加申込書

ふりがな氏名	年齢学年	性別	住所	保護者印	電話番号	コース希望に○を	送迎バス利用は○
						3・7・10km	1 2 3 4 5
						3・7・10km	1 2 3 4 5
						3・7・10km	1 2 3 4 5
						3・7・10km	1 2 3 4 5

(ただし、4年生以下は保護者同伴とし、5年生以上の児童生徒のみの参加は保護者の承諾印が必要です。)

誓約書

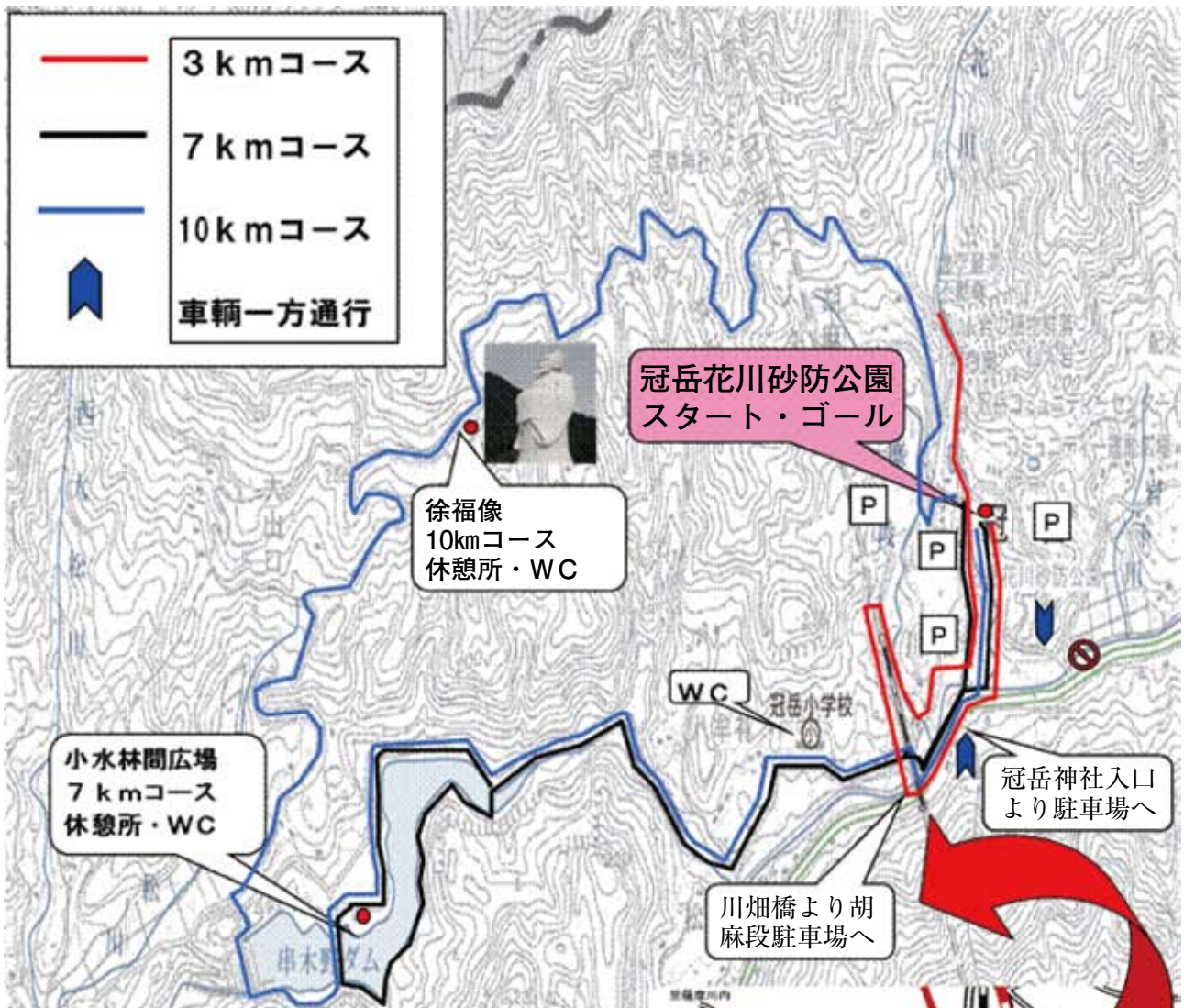
私事、このたび本大会に参加するにあたり、大会参加に伴い発生した事故及び貴重品管理等については、自己の責任とし、主催者が加入する一日保険の対象外のことについては、主催者に対して一切の迷惑をかけないことを誓います。

また、大会当日は事故のないように安全を第一とし、自分の健康・安全に十分留意しながら先導者に従い歩くことを誓います。

平成_____年_____月_____日

上記誓約書に参加者全員同意します。 申込代表者氏名_____ (印)

第14回徐福ロマンロードウォーキング大会 コース



【送迎バス運行計画表】

往
路

- 1 市民文化センター（8：00発）→串小前→生福小→冠岳
- 2 市民文化センター（8：00発）→串木野駅前（8：10発）→冠岳
- 3 市来庁舎（8：00発）→川上小→冠岳
- 4 串木野体育センター（8：00発）→酔之尾公民館前→冠岳
- 5 串木野漁協前（8：00発）→勝目眼科前→バッティングセンター前→冠岳

復
路

- 冠岳発（11：00発）→串小前→串木野駅前→市民文化センター
- 冠岳発（11：00発）→川上小→市来庁舎
- 冠岳発（11：30発）→生福小→串小前→市民文化センター
- 冠岳発（11：30発）→酔之尾公民館前→串木野体育センター
- 冠岳発（12：00発）→川上小→市来庁舎
- 冠岳発（12：30発）→串小前→串木野駅前→市民文化センター
- 冠岳発（12：30発）→バッティングセンター前→勝目眼科前→串木野漁協前



※送迎バスご利用の方は、申込書の送迎バス利用欄のバス番号に○を記入し、提出してください。
(定員になり次第締切ります。)

まちの話題

神村学園高等部 男子サッカー部・女子駅伝部 表敬訪問



【男子サッカー部】

第88回全国高校サッカー選手権大会に鹿児島県代表として出場し、ベスト8に入った神村学園高等部男子サッカー部が市長表敬訪問されました。

準々決勝で敗れ3大会ぶりのベスト4はなりませんでしたが、2回戦では1試合最多得点記録を更新する10得点を記録し、神村学園のモットーである超攻撃サッカーで魅了しました。



【女子駅伝部】

12月20日に京都市で行われた第21回全国高校駅伝に出場し4位入賞した神村学園高等学校女子駅伝部が市長表敬訪問されました。

神村学園女子駅伝部は3位と21秒差で惜しくも表彰台には届きませんでしたが、持ち味である総合力で2年ぶり入賞されました。

今後の神村学園高等部男子サッカー部、女子駅伝部のますますの活躍が期待されます。

新春の風物詩「鬼火たき」



1月から2月にかけて、市内各地で鬼火たきが行われました。

鬼火たきとは、竹が勢いよくはじける音で鬼(厄や災難など)を退治し、その年を無病息災で過ごすという意味が込められた行事です。

別府公民館では、1月9日夕方、およそ50年ぶりとなる鬼火たきが行われ、点火されたやぐらが勢いよく燃え上がり、“パンパン”と竹のはじける音がこだましました。

また、参加者には、ぜんざいなどが振る舞われ楽しいひとときとなりました。

市へ絵画等を寄贈



上石野出身で千葉県在住の鎗流馬央さんが、多くの市民に見ていただきたいと中国の風景画5点、書1点、壺1点を市へ寄贈されました。

寄贈された絵画などは、冠嶽園の八蓬閣に展示されています。ぜひ、ご覧ください。

勤労青少年ホーム「ホーム祭」



1月17日、勤労青少年ホームでホーム祭が開催されました。講座生の皆さんの活動発表や豚汁・お菓子・コーヒーの振る舞いなどの様々な催しが行われ終日賑わいました。

平成22年度も各種講座を開催しますのでたくさんの受講をお願いします。(3月の広報紙で募集予定です。)

市街地ボランティア清掃活動 (街歩きウォッチング&クリーン大作戦)



1月16日、日本地下石油備蓄㈱の社員やその家族約50人の皆さんが、「街歩きウォッチング&クリーン大作戦」と題し、いちき串木野市街地を中心に歩道の清掃活動に取り組みました。

当日は、3つのコースに分かれ、ゴミを拾いながら約5～6kmのコースを歩くという企画で行われ、集められたゴミは、不燃ごみと可燃ごみ合わせて20袋(約60kg)になりました。

日本地下石油備蓄㈱の皆さん、ありがとうございました。

第12回元気な街づくり ウォーキング大会



1月17日、第12回元気な街づくりウォーキング大会が開催されました。

晴天にも恵まれ、3km・5km・10kmの3コースに大人から子どもまで約600人が参加し、のどかな田園風景の中ウォーキングを楽しみました。

休憩所やゴールでは、地元公民館や婦人会によるバナナやゆで卵、お茶等が振る舞われ大好評でした。

交通安全は家庭から！



▲塩屋スミ子さんと市交通安全母の会会長

1月21日、第30回交通安全母の会鹿児島県大会において、いちき串木野市交通安全母の会 塩屋スミ子さんが永年の交通安全事故防止活動に尽力されたことに対し活動功労者表彰状が授与されました。

今後とも交通安全活動に更なるご活躍が期待されます。

いちき串木野市学校給食展 『健康は、子どもの頃の食事から』



1月23日、だいわ串木野店で「健康は、子どもの頃の食事から」をテーマに、いちき串木野市学校給食展が開催されました。

来場した皆さんは、現在の学校給食のメニューや、地産地消などに関するパネルなどに興味深く見入っていました。

また、地場産物を使った「ちりめんふりかけ」やお菓子「大学イモ」などの試食コーナーもあり、児童生徒や保護者、市民の方々に学校給食に対する理解を深め、学校や家庭における食生活を見つめ直してもらう良い機会となりました。

宇宙公開講座開催



1月23日、串木野小学校で市教育委員会と鹿児島県宇宙開発促進協議会による「宇宙公開講座」が開催されました。

約50人の小学生が参加して、前半は鹿児島県製作のアニメーションを鑑賞し、人工衛星を開発した鹿児島大学の西尾教授のお話を聞きました。

後半では移動プラネタリウムと天体望遠鏡作成を体験し、参加者は目を輝かせながら、宇宙に思いを馳せていました。

いちき串木野ポンカン祭り



1月31日、いちき串木野特産品直売所『季楽館』でいちき串木野ポンカン祭りが開催されました。

地元特産のポンカンのほか、ポンカンふくれ(ポンカン入りふくれ菓子)、ポンさつま(ポンカン入りさつま揚げ)などポンカンを使った商品の試食販売やポンカレーの販売が行われました。また餅つき大会では、ポンカンを練りこんだ餅をついて、来場者に振る舞われました。

佐川急便女子ソフトボール部 表敬訪問



1月26日、佐川急便女子ソフトボール部が1週間の合宿を開始するに際し市長を表敬訪問されました。

佐川急便女子ソフトボール部は、一昨年から神村学園が主催する『ソフトボールinいちき串木野強化合宿』にも参加されていますが、市の雰囲気や砂浜があることなどが気に入り、今回2回目の合宿となったとのこと。

合宿中は、照島海岸などで基礎トレーニングなどを行いました。

明るい選挙啓発ポスター 入賞者

平成21年度明るい選挙啓発ポスター作品募集において、次の方が入賞しました。

おめでとうございます。(敬称略)

●入選



▲遠矢 晃穂 (市来中学校3年)

大六野秀敏選手表敬訪問



2月1日、広島市で行われた第15回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会（1月24日開催）で鹿児島県代表として4区を走り、チームに貢献した鹿児島城西高等学校2年の大六野秀敏選手（生福）が市長を表敬訪問されました。

大六野選手のますますの活躍が期待されます。

全国都道府県対抗バレーボール大会で準優勝



12月25日から4日間にわたり大阪府立体育館などを会場に開催された、JOCジュニアオリンピックカップ第23回全国都道府県対抗中学バレーボール大会に、鹿児島県選抜メンバーとして出場した串木野中学校3年生の浅野成美さんが市長表敬訪問されました。

浅野さんは選抜チームの主力として172cmの長身から繰り出すスパイクで活躍し、決勝まで進みましたが、残念ながら長崎県選抜に惜敗し準優勝となりました。今後もバレーボールを続けていくということで、浅野さんの今後の活躍が期待されます。

農薬の適正使用について

農政課（☎33-5635）

農薬散布については、これまでも農薬取締法に基づき、農薬の適正使用の広報に努めてきたところですが、平成18年5月29日に施行された食品衛生法上の「ポジティブリスト制度」の導入により、さらに徹底した農薬の適正使用・飛散防止が求められています。

○ポジティブリスト制度って何？

農薬の残留基準について、これまでは残留基準のない農薬は規制の対象外でした。

ポジティブリスト制度は、全食品に農薬残留基準を設定し、すべての農薬を規制対象とする制度です。

したがって、基準がなかった農薬についても一定量の基準値が設定されます。

一定量とは？⇒0.01ppm（例：100トンの砂の中に1円玉1個分の量）

○飛散したらどうなるの？

例えば、自分の田畑で使用している登録農薬が飛散し、隣の田畑の違う作物に付着してしまった場合、その農薬の残留量が隣の作物に設定されている残留基準値を超えてしまうと、隣の作物は食品衛生法違反となり、出荷停止・回収となります。

家庭菜園や花壇・垣根へ農薬を使用する場合も近隣に田畑がある場合は十分に配慮してください。

○何に注意すればいいの？

- ・登録のない作物へは使用しない。
- ・定められた使用量や濃度で使用する。
- ・定められた使用時期・使用回数を守る。
- ・薬害や安全使用上の注意書きをよく読んでから使用する。
- ・風の弱いときに風向きに注意して散布しましょう。風下に収穫直前の作物があるときは特に注意が必要です。
- ・霧の細かいノズルは避けて、適切なノズルを使用し、散布圧を上げすぎないようにしましょう。（飛散防止カバーや飛散低減ノズルも効果的です。）
- ・散布量が多くなりすぎないように注意しましょう。
- ・遮へい物（ソルゴー等を植える、ネット設置など）を利用する。
- ・使用後のタンクやホースは十分洗浄し、農薬が残らないようにしましょう。
- ◆飛散をできるだけ減らすよう工夫して散布しましょう。
- ◆散布するときは近隣の田畑の農家等と話し合しましょう。
- ◆農薬を散布したら必ず記帳するようにしましょう。

【問合せ】

県庁食の安全推進課生産環境係（☎099-286-2891）

県 農林普及課 普及係（☎099-273-3111 代表）

いちき串木野市役所 農政課農林係（☎33-5635）

〃 産業経済課農林係（☎21-5122）

おしらせ版

保健・福祉

女性特有のがん検診推進事業（子宮がん・乳がん無料検診）について

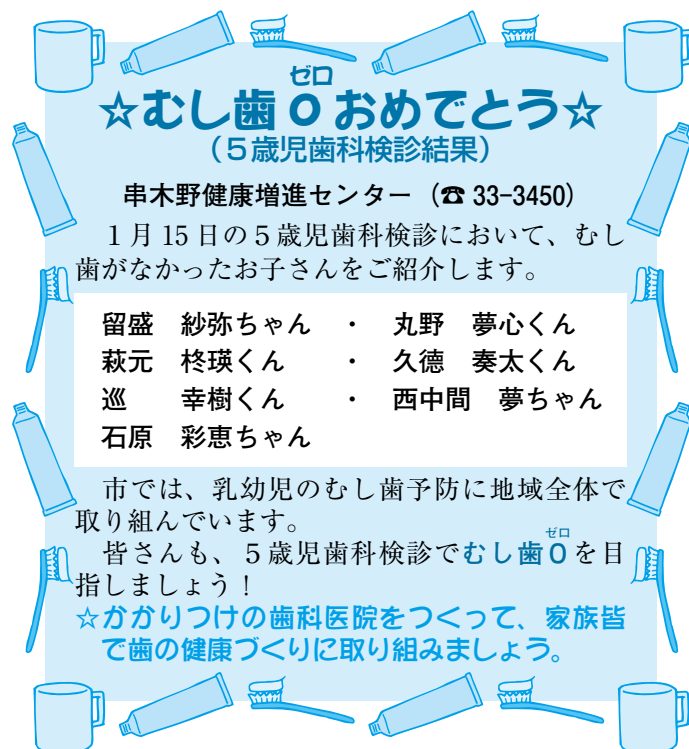
串木野健康増進センター（☎33-3450）

国の経済危機対策における子育て支援の一環として「女性特有のがん検診推進事業」が全国的に実施されています。いちき串木野市でも国の方針に基づき、下記の方を対象に「無料クーポン券」と「検診手帳」を配布し、無料で検診を実施しています。対象者の方でまだ受診されていない方は、3月31日まで受診できますので早めに受診しましょう。（医療機関には、事前に予約が必要です）

- 対象者の方には、10月に「無料クーポン券」と検診手帳を配布しています。紛失された方につきましては、再発行しますので、串木野健康増進センターまでご連絡ください。
- 対象者は、平成21年6月30日現在いちき串木野市に住民登録をしている方で、下記の年齢の方です。
- 下記の対象者の方で7月1日以降に転入された方につきましては、串木野健康増進センターまでご連絡ください。

	子宮がん検診		乳がん検診	
対象者	前年度の年齢	生年月日	前年度の年齢	生年月日
	20歳	昭和63年4月2日～元年4月1日	40歳	昭和43年4月2日～44年4月1日
	25歳	昭和58年4月2日～59年4月1日	45歳	昭和38年4月2日～39年4月1日
	30歳	昭和53年4月2日～54年4月1日	50歳	昭和33年4月2日～34年4月1日
	35歳	昭和48年4月2日～49年4月1日	55歳	昭和28年4月2日～29年4月1日
	40歳	昭和43年4月2日～44年4月1日	60歳	昭和23年4月2日～24年4月1日
実施場所	久米クリニック ☎32-7663 いちき串木野市曙町25番地		金子病院 ☎33-0011 いちき串木野市下名6002番地	
検査内容	問診・視診・細胞診		問診・視診・触診・マンモグラフィー検査	
実施期間	平成22年3月31日まで			
留意事項	<p>※受診する際は、必ず医療機関に予約してください。</p> <p>※検診当日は、無料クーポン券と保険証（本人確認をします）を持参してください。</p> <p>※上記の検査以外に検査を追加された場合は、別に検診料がかかりますので、ご注意ください。</p> <p>※職場検診、人間ドック、いちき串木野市が4・5月に実施した集団検診を受診された方、現在治療中の方、切除手術等をされた方につきましては、検診をあらためて受診する必要はありません。</p> <p>※市では、電話による問診等は、実施していません。不審な電話にご注意ください。</p>			

詳しくは、串木野健康増進センターまでお問い合わせください。



ゼロ
☆むし歯〇おめでとう☆
(5歳児歯科検診結果)

串木野健康増進センター（☎33-3450）

1月15日の5歳児歯科検診において、むし歯がなかったお子さんをご紹介します。

留盛 紗弥ちゃん ・ 丸野 夢心くん
萩元 柊瑛くん ・ 久徳 奏太くん
巡 幸樹くん ・ 西中間 夢ちゃん
石原 彩恵ちゃん

市では、乳幼児のむし歯予防に地域全体で取り組んでいます。

皆さんも、5歳児歯科検診でむし歯〇を目指しましょう！

☆ガガリつけの歯科医院をつくって、家族皆で歯の健康づくりに取り組みましょう。

2月の市税納期

税務課（☎33-5615）

固定資産税	第4期	3月1日
国民健康保険税	第6期	
後期高齢者医療保険料	第6期	
介護保険料	第6期	

納期限内の納付にご協力ください。

口座振替予定日は、毎月25日です。金融機関が休みのときは翌営業日となります。口座振替の方は、預金残高のご確認をお願いします。なお、口座振替の手続きは、お近くの金融機関に納付書・通帳・届出印をご持参のうえ、お手続きください。

税金は 豊かな未来の 源だ
(平成21年度「税に関する作品」から)

離職によって住居を喪失またはそのおそれのある方へ ～住宅手当緊急特別措置事業のお知らせ～

福祉課 (☎33-5619)

住宅手当緊急特別措置事業とは

平成21年10月より、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者を対象として、6か月間を限度として住宅手当を支給するとともに、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

(手当の支給額は、生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額です。)

いちき串木野市の場合 月24,000円(単身世帯) 月31,500円(複数世帯)

住宅手当の支給対象者

支給申請時に以下の要件全てに該当する方が対象となります。

- ① 2年以内に離職した方
- ② 離職前に、自ら労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方
- ③ 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方
- ④ 住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方(喪失するおそれのある方は下記⑤及び⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方)
- ⑤ 原則として収入のない方。一時的な収入がある場合には、生計を一とする同居の親族の収入の合計が次の金額以下であること。
単身世帯：月84,000円 複数世帯：月172,000円
- ⑥ 生活を一とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること。
単身世帯：500,000円 複数世帯：1,000,000円
- ⑦ 国の住居喪失離職者等に対する雇用施策による貸付または給付(就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等)、自治体を実施する類似の貸付または給付等を受けていない方

手当支給期間中は、常用就職に向けた就職活動を行っていただきます。

住宅手当を受けるには

住宅手当の支給を希望される方は、

- 市役所福祉課で制度や手続き等についての説明を受けていただきます。
- 離職関係書類等証明書類を添えて、「住宅手当支給申請書」を提出します。
- 住宅を喪失している方の場合
・不動産媒介業者等に赴き、入居希望住宅を探していただきます。
・審査の後、「住宅手当支給対象者証明書」が交付されます。
・証明書を持参のうえ、不動産媒介業者等において住居の賃貸借契約を結び、入居していただきます。
・契約書の写し等必要書類を提出後、「住宅手当支給決定通知書」が交付されます。
- いちき串木野市から、直接入居住宅の貸主等に、住宅手当が振り込まれることとなります。

住宅の初期費用及び生活支援への対応

賃貸住宅の契約を行う際には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。

「初期費用」への対応が困難な方や生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

○生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費 400,000円
- 2) 生活支援費 2人以上世帯／月200,000円以内（単身150,000円以内）最長1年間
- 3) 一時生活再建費 600,000円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住宅手当支給までの生活費が必要な方は

住宅手当を受給するまでの間の生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

○臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（100,000円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

参考：その他の雇用施策等の概要（ハローワーク）

○就職安定資金融資

事業主都合（解雇・雇用期間満了による雇止め）による離職者のうち、離職に伴い住居喪失状態となっている方に対して、住宅入居初期費用等の資金を貸し付けることにより、住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう支援するための融資。

- ・住宅入居初期費用 貸付上限額 500,000円
- ・家賃補助費 貸付上限額 360,000円（60,000円×6月）
- ・生活・就職活動費 貸付上限額 1,000,000円

○訓練・生活支援給付

雇用保険を受給できない方が、対象の職業訓練を受講する場合、主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付。（単身者：100,000円／月、扶養家族を有する方：120,000円／月）

○就職活動困難者支援事業（※大都市圏を中心に実施予定）

住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託し、再就職支援と生活支援を併せて実施。（支援期間3か月。住居の提供、生活・就職活動費300,000円）

制度のお問い合わせ先

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| ○住宅手当緊急特別措置事業 | いちき串木野市役所福祉課社会福祉課（☎33-5618） |
| ○総合支援資金融資 | } いちき串木野市社会福祉協議会（☎32-3183） |
| ○臨時特例つなぎ資金貸付 | |
| ○就職安定資金融資 | } 伊集院職業安定所（ハローワーク）（☎099-273-3161） |
| ○訓練・生活支援給付 | |
| ○就職活動困難者支援事業 | |

特別児童扶養手当について

福祉課 社会福祉係(☎33-5618)・健康福祉課 福祉係(☎21-5117)

特別児童扶養手当は、児童の健やかな成長を願って、身体または精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される手当です。(外国人の方も支給の対象となります)

1 特別児童扶養手当が受けられる方

20歳未満で身体または精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方(養育者)が手当を受け取ることができます。

2 特別児童扶養手当の額

支給対象児童1人につき

1級(重度障害児)	月額 50,750円
2級(中度障害児)	月額 33,800円

手当は認定請求をした月の翌月から支給対象になり、年3回(4月、8月、11月のそれぞれ11日)に分けて受給者本人の口座へ振り込まれます。

3 所得の制限

前年の所得が下表の金額以上の方は、その年度(8月から翌年の7月まで)手当の全部の支給が停止されます。

扶養親族等の数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算

※老人扶養親族10万円/人(扶養義務者の場合6万円/人)、特定扶養親族25万円/人を限度額に加算。

4 手当を受けている方の届出

手当受給中は次のような届け出が必要です。

所得状況届・・・受給者全員が毎年8月11日から9月10日までの間に提出します。2年間提出しないと受給資格がなくなることがあります。

有期再認定請求・・・原則として2年に1回、3月、7月、11月のうち定められた時期に診断書を提出していただき、引続き手当が受けられるかどうか、再認定を受けなければなりません。(支給停止の方も必要です。)

資格喪失届・・・受給資格がなくなったとき

額改定届・・・障害の程度が変わったとき、対象児童に増減があったとき

証書亡失届・・・手当証書をなくしたとき

その他の届出・・・氏名、住所変更など

※届出の遅れ、忘れ等により手当の支給停止、または債務の発生(手当の返還)する場合がありますので、事由発生後、速やかに手続きをお願いします。

5 手当が受けられなくなる場合

次の要件に該当する場合、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。

届出をしないまま手当を受けると、その期間中の手当を全額返還していただくことになります。

①児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に居住しなくなったとき

②児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

③児童が、児童福祉施設等(保育所、通園施設、肢体不自由児施設への母子入園を除く)に入所しているとき。

児童扶養手当について

福祉課 社会福祉係(☎33-5618)・健康福祉課 福祉係(☎21-5117)

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父親と生計をともしない児童の母、または父が身体に重度の障害がある児童の母、あるいは母にかわって児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。(外国人の方も支給の対象となります)

1. 児童扶養手当を受けられることができる方

次の条件にあてはまる「児童」を監護している母、または母にかわってその児童を養育している方(養育者)が手当を受けられます。

なお、「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日(18歳の年度末)までをいいます。

また、心身におおむね中度以上の障害(特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害)がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

いずれの場合も国籍は問いません。

- ①離婚(戸籍上は離婚していても、内縁関係、同居も婚姻状態と見なします。また、月に複数回以上の該当世帯への特定男性の訪問も内縁関係と見なされる場合があります、手当は受給できません)
- ②父が重度の障害(国民年金法による1級2級並びに身体障害者福祉法による1級2級3級及び4級の一部が該当。ただし、児童が障害年金の加算対象となっているときは、手当は受給できません)
- ③父が死亡(遺族年金を受給できないとき)
- ④父の生死不明
- ⑤父に1年以上遺棄されている
- ⑥父が拘禁(服役している)
- ⑦未婚の母

2. 児童扶養手当の額

全部支給	月額41,720円
一部支給	月額41,710円～9,850円

左記は対象児童が1人の場合の手当額です。

児童が2人の場合は、上記の金額に5,000円の加算、3人以降はさらに3,000円ずつ加算されます。

手当は認定請求した月の翌月分から支給対象となり、年3回(4月、8月、12月のそれぞれ11日)に分けて支給されます。

3. 所得の制限

前年の所得(課税台帳で確認した額に児童の父からの養育費の80%を加えた額)が下表の額以上の方は、その年度(8月から翌年の7月まで)の手当の一部または全部が支給停止になります。

扶養親族等の数	本人		養育者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給限度額	一部支給限度額	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57	230	274
2人	95	268	312
3人	133	306	350
4人	171	344	388
5人	209	382	426

*老人扶養親族10万円/人(扶養義務者の場合6万円/人)、特定扶養親族15万円/人を限度額に加算。

4. 手当を受けている方の届出

手当受給中は、次のような届け出等が必要です。

現況届・・・受給資格者全員が毎年8月1日～8月31日までの間に提出します。2年間提出しない場合は、受給資格がなくなります。

資格喪失届・・・受給資格がなくなったとき

額改定届・・・対象児童に増減があったとき

一部支給停止適用除外事由届出書・・・手当の受給から5年経過する等の要件に該当する場合(事前に通知します)提出します。

提出しない場合は、手当の1/2が支給停止になる可能性があります。

その他の届け出・・・氏名・住所・支払金融機関変更など

※届の遅れ、忘れ等により手当の支給停止、または債務の発生(手当の返還)する場合がありますので事由発生後、速やかに手続きをお願いします。

5. 手当が受けられなくなる場合

以下の要件に該当する場合、手当を受ける資格がなくなりますので必ず資格喪失届を提出してください。

届け出をしないまま手当を受けていますとその期間中の手当を全額返還していただくことになります。

- ①手当を受けている母が婚姻したとき(内縁関係、同居も婚姻状態と見なします。また、月に複数回以上の該当世帯への特定男性の訪問も内縁関係と見なされる場合があります)
- ②対象児童を養育、監護しなくなったとき(児童の施設入所、里親委託、婚姻を含む)
- ③国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金を受けることができるようになったとき
- ④遺棄されていた児童の父が帰ってきたとき(安否を気遣う電話、手紙等の連絡を含む)
- ⑤児童が父と生計を同じくするようになったとき(父の拘禁解除の場合を含む)
- ⑥その他要件

母子家庭の母の就業を支援します

福祉課 社会福祉係 (☎33-5618)・健康福祉課 福祉係 (☎21-5117)

母子家庭の母の雇用の安定及び就業をより効果的に促進するため母子家庭自立支援給付金事業を次のとおり実施します。

<自立支援教育訓練給付金>

能力開発を行うための講座を受講するための給付

- 対象講座 ・教育訓練給付指定教育訓練講座
・再就職希望登録者支援事業指定教育訓練講座など
- 対象者 ・児童扶養手当受給者
・児童扶養手当受給資格と同様の所得水準である者
・雇用保険法の教育訓練給付を受給できない者
- 給付内容 入学金及び受講料の20% (限度額10万円)



<高等技能訓練促進費>

経済的自立に結びつく資格を取得するための養成機関での修業期間のうち一定期間において生活の負担の軽減を図るための給付

- 対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など
- 対象者 ・市内に住所を有する者
・所得が児童扶養手当支給基準を満たす者
・2年以上の養成機関であること
・就業または育児と修業の両立が困難な者
- 給付内容 ・訓練促進費 課税世帯・・・月額51,500円・非課税世帯・・・月額103,000円
(修業期間の後半2分の1の期間を支給期間とします)
・入学支援修了一時金 課税世帯・・・25,000円・非課税世帯・・・50,000円

☆高等技能訓練促進費の支給期間、給付額が拡大されました☆

国の経済危機対策により拡大されたもので、平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業している方が対象です。変更内容は次のとおりです。

- ・訓練促進費 課税世帯…月額70,500円 非課税世帯…141,000円
(修行期間の全期間を支給期間とします)

※各給付を希望される方は、事前にご相談ください。

鹿児島県母子寡婦福祉連合会では、母子家庭の母の自立・就労支援のための「無料職業紹介所」を開設しています。各地域のハローワークと同じように求人紹介等を行います。

- 名称 無料職業紹介所
- 所在地 鹿児島市鴨池新町1-7 鹿児島県社会福祉センター内
- 開所時間 毎週(月～金) 9:30～16:00
- 問合せ 無料職業紹介所 ☎099-258-2984

スポーツ安全保険に加入しましょう

市民スポーツ課 (☎21-5129)

アマチュアスポーツ(一般、少年団等)・文化・ボランティア・地域活動などを行う5名以上の団体を構成員として加入できます。対象及び掛金は次のとおりです。

団体	対象	区分	掛金	補償	
子ども	団体活動全般	A1	600円	加入区分で補償内容が異なります	
	団体活動全般	AW	1,150円		
大人	高校生以上	文化・ボランティア活動等	A2		600円
		スポーツ活動・指導	C		1,600円
		子どものスポーツ活動の指導のみ	AC		1,100円
全年齢	65歳以上	スポーツ活動	B		800円
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	9,000円		

- 受付期間 平成22年3月1日から平成23年3月30日まで
- 保険期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
※ただし、4月1日以降の申込みは掛金振込み日の翌日から有効となります。
- 問合せ 教育委員会市民スポーツ課(市来庁舎)

募集・催し

第19回串木野まぐろフェスティバル 出店業者説明会

水産港湾課(☎33-5637)

鹿児島まぐろ船主協会主催の串木野まぐろフェスティバルが4月24日(土)・25日(日)に串木野漁港外港で開催されますので、出店を希望される業者の方は、次の説明会に出席してください。

- 日時 3月9日(火) 16:00～
- 場所 串木野市漁協漁民研修センター
3階会議室(串木野浜町郵便局隣)
- 対象者 いちき串木野市内に事業所等を有する方
※今回の説明会に出席されない業者の方は、出店できませんので代理の方でも必ず出席してください。
- 問合せ 鹿児島まぐろ船主協会(☎32-2181)

「簿記講座生」募集

商工観光課(☎33-5638)

川薩人材育成センターでは、日商2級簿記講座生を募集します。

- 定員 10人
- 受講期間 3月19日(金)～6月4日(金)
19:00～21:00(全30回)
- 受講料 50,000円(テキスト代込み)
- 申込期限 3月10日(水)
- 申込方法 電話で川薩人材育成センターへ申し込みください。
- 受付時間 9:00～17:00
(土・日・祝日は除きます。)
- 申込・問合せ 川薩人材育成センター
☎22-3873

ボランティアフェスタ2010の開催

社会福祉協議会(☎32-3183)

いちき串木野市社会福祉協議会では、ふれあいのまちづくり事業の一環として、「ボランティアフェスタ2010」を開催します。

誰でも参加できます。多数ご参加ください。

- 日時 3月13日(土) 8:30～15:00
- 場所 串木野高齢者福祉センター・福祉の森
- 主な内容
 - ・ボランティアのつどい(9:30～12:00)
活動発表 串木野小学校、生冠中学校
共同募金パートナーミーティング
 - ・ふれあいひろば
非常食炊き出し体験(8:30～9:30)
直売コーナー(9:00～15:00)
体験コーナー(12:00～15:00)
点字・手話・車いす・アイマスク・疑似体験
展示コーナー(3月8日～13日)
市内小中学校・ボランティアグループ

平成22年度奨学生募集

教育委員会総務課(☎21-5126)

【いちき串木野市奨学生】

- 資格 本市に1年以上在住している人の子弟で、学資の支弁が困難と認められる人・連帯保証人は、保護者と本市に在住する人の2人
- 金額 高等学校、高等専門学校、専修学校高等部及び特別支援学校高等部
～月額15,000円以内
大学、専修学校、高等専門学校専攻課程
～月額30,000円以内
- 貸与期間 正規の修学期間
- 募集人員 10人程度
- 返還方法 卒業後1年経過時点から貸与月数の2倍の月数以内に返還(無利子)

【いちき串木野市農業自営者養成奨学生】

- 資格 県内の農業高等学校及び農業大学校に在学または進学予定の人で、次の①②のいずれにも該当する人
①農業高校を卒業後、本市で3年以上農業を本業として経営すると認められる人
②本市に1年以上在住する人の子弟であること
・連帯保証人は、保護者と本市に在住する人の2人
- 金額 月額 30,000円以内
- 貸与期間 正規の修学期間
- 募集人員 若干名
- 返還免除 卒業後引き続き本市において農業を営む期間が3年を超えた場合は、返還が免除されます。ただし、3年以内で経営しなくなった場合は、特別な事情を除き、一括返還となります。

【いちき串木野市まぐろ漁船乗組員養成奨学生】

- 資格 水産課程を有する高等学校、船舶通信技術を取得できる高等学校、海上技術学校及び海上短期大学に在学または進学予定の人で次の①②のいずれにも該当する人
①上記の学校を卒業後、本市に在籍するまぐろ漁船に3年以上乗船すると認められる人
②連帯保証人は、保護者と本市に在住する人の2人
- 金額 月額 30,000円以内
- 貸与期間 正規の修学期間
- 募集人員 若干名
- 返還免除 卒業後引き続き本市に在籍するまぐろ漁船に乗船する期間が3年を超えた場合は、返還が免除されます。ただし、3年以内で乗船しなくなった場合は、特別な事情を除き、一括返還となります。
- ◆申込方法 申込願書に、必要事項を記入のうえ、教育委員会総務課(市来庁舎3階)へご提出ください。願書は教育委員会総務課と総務課庶務法制係(串木野庁舎2階)に準備してあります。
- ◆申込期限 4月16日(金)
- ◆問合せ 教育委員会総務課

風力発電事業に伴う 「環境影響評価方法書」の縦覧について

企画課(☎33-5628)

羽島地域で風力発電事業に関する風力調査を行っている(株)輝光が(財)日本気象協会に委託し、風力発電所建設予定区域の環境影響評価を実施するにあたり、その調査方法を記載した「(仮称)いちき串木野市ウィンドファーム風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を次のとおり縦覧に供します。

- 期 間 3月1日(月)～3月31日(水)
- 場 所 羽島出張所および企画課企業立地係
- 時 間 縦覧期間中の午前9時から午後5時まで

公共下水道事業受益者負担金 平成22年度賦課対象区域を告示

上下水道課(☎21-5157)

公共下水道事業受益者負担金にかかる平成22年度賦課対象区域を定めたので告示します。

詳細については、関係図書を縦覧に供していますので閲覧してください。

- 賦課対象区域 下名(恵比須町)、住吉町、緑町、東島平町、西島平町のそれぞれ一部
- 縦覧の期間及び時間 2月22日(月)から2週間(9:00～17:00)
※ただし、土曜・日曜を除きます。
- 縦覧の場所 上下水道課(市来庁舎2階)
土木課分室係(串木野庁舎2階)

小規模修繕受注希望者の登録について

財政課(☎33-5629)

この制度は、本市が発注する簡易な修繕について、本市の入札参加資格を有しない市内の小規模事業者を対象に、受注希望者の登録制度を設け、受注機会の拡大を図り、市内の経済の活性化を図ろうとするものです。

○対象となる修繕(平成22年4月1日以降に発注する修繕)

- ・1件の予定価格が30万円以下であって、その内容が軽易でかつ履行確保が容易な修繕

○業種

土 工	1. 道路補修 等
大 工	1. 大工 2. 型枠 3. 造作 等
左 官	1. 左官 2. モルタル 3. 吹付け 4. とぎ出し 5. ブロック 6. タイル張り 等
外 装	1. 屋根葺き替え 2. 外壁屋根防水 3. 外壁・スレート 4. 日よけ・庇 5. 板金・雨樋 等
内 装	1. 内装木部・棚・家具修繕 2. 間仕切り・トイレブース 3. クロス・床材・畳 4. カーテン・ブラインド 等
建 具	1. 木製建具・障子・襖 2. スチール製建具 3. アルミ製建具 4. シャッター・網戸 5. ガラス取替・飛散防止フィルム 等
塗 装	1. 屋根塗装 2. 内外装の塗装 3. 床塗装 等
鉄 鋼	1. 鉄骨加工 2. 鉄筋加工 3. 溶接 等
外 構	1. フェンス・門扉・手摺・塀・ブロック 等
設 備	1. 電気配線・電気器具修理 2. 放送機器 3. 空調機器 4. 給湯器 5. 給水装置・受水槽・高架水槽 6. 水道施設(ポンプ・配水管) 7. 排水設備・便器・浴槽・洗面台 等
造 園	1. 簡易な植栽・剪定 等
その他	1. 鍵 2. 看板・案内板 3. 遊具塗装 4. 白蟻駆除・防蟻・防腐剤塗装 等

(※水道関連の修繕は、指定店が施工の指定を受ける修繕を除きます)

○登録できる方

登録にあたっては、次の要件を満たしている必要があります。

ただし、建設業の許可の有無、経営組織の形態、従業員数は問いません。

- ・市内に主たる事業所又は住所を有する方
- ・いちき串木野市建設工事及び物品調達等に係る入札参加資格を得ていない方
- ・成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者でない方
- ・市税を滞納していない方 ・その他契約の相手方として不適当でない方

○登録申請の方法

登録を希望する方は、申請書に次の書類(写しで可)を添えて、1部提出してください。

なお、各証明書は、申請前3か月以内に発行されたものに限りします。

- (1) 法人の場合は、登記事項証明書(商業登記簿謄本)及び法人の印鑑証明書
- (2) 個人の場合は、身分証明書
- (3) 市税の納税証明書

法人：固定資産税・軽自動車税・法人市民税

個人：市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

※申請書は財政課に取りに来られるか、市ホームページからダウンロードしてください。

※納税証明書の発行については、資格審査用の申請用紙がありますので、税務課窓口申し出てください。

(問合せ：税務課管理係 ☎33-5682)

ただし、名簿への登録は、見積依頼や契約を約束するものではありません。また、登録者が少ない業種については、いちき串木野市建設工事入札参加者及び物品調達等入札参加者との業者選定を行う場合もあります。

- 申請書の受付
 - ・受付期間 3月1日(月)から随時受け付けます。(閉庁日を除く8:30～17:00)
 - ・受付場所 いちき串木野市役所 財政課 契約管財係(串木野庁舎2階)
 - ・提出方法 必ず持参してください。(※郵送は受け付けません)

平成22年春季全国火災予防運動

消防本部(☎32-0119)

- 期間 3月1日(月)～3月7日(日)
※本運動では、山火事予防運動・車両火災予防運動も併せて行われます。
- 全国統一防火標語
『消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子』
この時季は季節風が強く、空気が非常に乾燥するため火災が起りやすくなります。
一人ひとりが、火の取扱いには十分注意して火災を出さないようにしましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

(3つの習慣・4つの対策)

- 3つの習慣
 - 1 寝たばこは、絶対やめる。
 - 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
 - 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
※住宅用火災警報器は、平成23年5月31日までに設置しなければなりません。早目に設置しましょう。
 - 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
 - 3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
 - 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



山火事予防対策

- 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れは止めましょう。
- たばこの投げ捨ては、絶対止めましょう。



車両火災予防対策

- 車両火災予防のために、日ごろから車両の適正な管理と整備を心がけましょう。
- 消火器設置義務車両(乗車定員11人以上の自動車など)については、消火器の点検整備も行いましょう。



春季火災予防運動週間に伴う 山林火災防ぎょ訓練

消防本部(☎32-0119)

- 【日時】
- 2月28日(日) 8:30～
荒川地区草良付近一帯(林道 草良アマリ線)
 - 3月7日(日) 8:30～
湊地区観音ヶ池付近一帯(ふるさと農道 柿細線)

※上記の付近一帯では、消防車がサイレンを吹鳴して走行しますので、火災と間違わないようお願いいたします。

土地の造成等をお考えの方へ

都市計画課(☎21-5152)

都市計画法の開発許可について

主として、建築物の建築の用に供する目的で行う造成工事等は、都市計画区域内において、3,000㎡以上、都市計画区域外においては、10,000㎡以上の土地について、区域の変更(道路、公園等の公共施設の新設等)、地形の変更(50cm以上の切土、盛土の造成行為)、質の変更(農地、山林等の宅地以外の土地を宅地へ変更)のいずれかに該当する場合、都市計画法29条の規定に基づく開発行為の許可が必要となります。

ただし、農林水産物に係る建築物の建築に関しては、開発行為の許可が不要な場合もありますので、お問い合わせください。

問合せ

県庁土木部建築課観察指導係(☎099-286-3739)
いちき串木野市役所都市計画課(☎21-5152)

たい肥助成をご利用ください

農政課(☎33-5635)

環境保全型農業の基本である「土づくり」を推進するとともに、市内畜産農家が製造したたい肥の地元利用を図るため、たい肥購入費の助成を行っています。

申請を希望される方は審査が必要となりますので、必ず事前にお問合せください。

- 対象者 農家台帳に記載のある農家
 - 対象農地 農家台帳に記載のある農地
 - 対象たい肥 県へ届出を行った市内の畜産農家等が製造・販売する完熟たい肥
 - 補助割合 県指針等を上限としたたい肥購入経費の1/4(100円未満切捨)を助成
- ※牛ふん主体の完熟たい肥量(10aあたりトン数)の例

単位: t/10a	水稲	レイシ	かんきつ類
完熟たい肥量	1.5	3.0	2.0

- 添付書類 たい肥を購入した領収書等
- ※領収書の日付は平成21年4月1日～平成22年3月31日のものに限りします。
- 申請期限 3月31日(水)まで
- 問合せ 農政課農林係または産業経済課農林係(☎21-5122)

3月1日～7月14日は野鳥の捕獲はできません

農政課(☎33-5635)・産業経済課(☎21-5122)

現在、捕獲・飼養できる野鳥は、1世帯につきメジロ1羽(現在、飼養登録されているホオジロは、登録更新できます。)となっています。

なお、これらの繁殖期である3月1日～7月14日までは、捕獲が禁止されていますので、注意しましょう。

野鳥の捕獲・飼養について、詳しくは、串木野庁舎農政課または市来庁舎産業経済課へお問い合わせください。

鹿児島調停協会による『無料相談会』のお知らせ

総務課(☎33-5626)

鹿児島調停協会では、調停制度の普及事業の一環として調停に関する無料相談会を次のとおり開催します。

予約制ではありませんので、当日相談会場で直接受付をしてください。

●期 間 3月13日(土)9:30～15:00

●相談会場 かごしま市民福祉プラザ5階 大会議室(鹿児島市山下町15-1)☎099-221-6070

●相談料 無料

●相談内容 交通事故による損害賠償、土地建物の売買、金銭の貸借、土地の境界、騒音等をめぐる近隣トラブルなどの民事上の悩み事や、婚姻、離婚、夫婦・親子関係、扶養、相続等に関する家族・親族間のもめごとなどについての調停手続きの利用

●担当者 民事調停委員、家事調停委員

【※相談者の秘密は固く守られます】

●問合せ 鹿児島調停協会 鹿児島市山下町13-47
鹿児島地方・家庭裁判所内
(☎099-222-7121 (内線4550))

徐福展望公園・ふれあい林道周辺の清掃と植樹

商工観光課(☎33-5638)

今春、徐福ロマンロードウオーキング大会(3月7日開催)や徐福花冠祭(4月10日～11日開催)が行われますが、これらのイベントを前に林道の清掃と植樹を計画しましたので、市民の皆さまのご参加・ご協力をお願いします。

●日 時 2月28日(日)9:00～11:30(小雨決行)

●集合場所 徐福展望公園
※軍手、タオル等は各自ご持参ください。

●問合せ 松田昭和(☎32-7822)

見守り新鮮情報 第23号

事例1 デイサービスで通所してきた男性の唇が腫れてきたため、医師の診察を受けてもらった。ケアマネジャーが男性の自宅を確認すると、歯形がついた「和菓子そっくりなせっけん」があった。(当事者:90歳代男性)

事例2 街頭で粗品として配っていた入浴剤を、母が粉末ジュースと思い溶かして飲んで具合が悪く、救急車で運ばれ点滴を受けた。パッケージにはりんごの絵があり「りんご果汁配合」と大きく書かれていた。(当事者:70歳代女性)



お菓子を食べたら
せっけんだった!

鹿児島県最低賃金が時間額630円に!

商工観光課(☎33-5638)

【県最低賃金が平成21年10月14日より改正されました】

地域別	鹿児島県	最低賃金額 時間額(円)	効力発生日
		630円	平成21年10月14日
産業別	自動車(新車) 小売業	700円	平成21年12月18日
	百貨店・ 総合スーパー	668円	平成22年1月3日
	電気部品・デ バイス・電子 回路、電気機 械器具、情報 通信機械器具 製造業	688円	平成21年12月27日

●鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、別に定める特定最低賃金(産業別最低賃金)の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。

●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- (2) 一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- (3) 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- (4) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

●問合せ

鹿児島労働局 賃金室 ☎099-223-8278

鹿児島労働基準監督署 ☎099-214-9175

川内労働基準監督署 ☎0996-22-3225

ひとこと助言

商工観光課(☎33-5638)

●この他にも「キャンディーと見誤るようなせっけん」「豆乳と大きく書かれたボディシャンプー」「お茶の新芽の写真の付いたパッケージの入浴剤」などで誤食・誤飲事故が起きています。

●誤飲・誤食事故は、子どもに多い印象があるかもしれませんが、実際に多いのは高齢者です。「加齢とともに思い込みが激しくなる。食べ物だと思い込んだまま、気づかず食べてしまうことは十分ありうる」と高齢者医療の専門家は指摘しています。

●このような事故は「もらいもの」で起きています。高齢者にこのような商品を進呈する場合には、より一層の配慮が必要です。

●また、正しい製品の使用にも関わらず事故が起きたときは、鹿児島県消費生活センター(☎099-224-0999)または、市役所消費生活相談窓口(☎33-5638)までご連絡ください。

選挙人名簿登録者の名簿の縦覧

選挙管理委員会 (☎21-5125)

3月1日に選挙人名簿に登録した者の名簿を下記により縦覧に供します。

- 縦覧期間 3月3日(水)～3月7日(日)
- 縦覧時間 8:30～17:00
- 縦覧場所 選挙管理委員会事務局(市来庁舎1階)

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

選挙管理委員会 (☎21-5125)

平成22年1月1日現在で作成した農業委員会委員選挙人名簿を下記により縦覧に供します。

なお、名簿に登録されなければ選挙時に投票ができません。この機会に登録されているか確認してください。

- 縦覧期間 2月23日(火)～3月9日(火)
- 縦覧時間 8:30～17:00
- 縦覧場所 選挙管理委員会事務局(市来庁舎1階)

海岸への漂着物にご注意ください

生活環境課 (☎33-5614)

最近、日本海沿岸に外国からの廃ポリタンクが漂着してきております。

中には、劇薬等が入っている可能性もあり大変危険です。発見した場合は、絶対に手を触れず、生活環境課または市来庁舎市民課 (☎21-5115) までご連絡ください。

3月の心配ごと相談

社会福祉協議会 (☎32-3183)

相談はいつでも無料です。お気軽にご相談ください。秘密は厳守されます。

相談場所 及び 相談時間	相談種別	相談日				相談員
		※毎週金曜日				
		5日	12日	19日	26日	
申木野高齢者 福祉センター 9:00 ～ 12:00	生活・福祉 児童相談	○	○	○	○	心配ごと相談員
	健康・介護相談	—	○	—	—	看護師経験者
	年金・保険 交通事故相談	—	○	○	○	社会保険労務士
	財産・登記相談	○	—	○	○	司法書士 行政書士
	税金・経営相談	○	—	—	—	税理士
	法律相談	—	○	—	—	弁護士
市来高齢者 福祉センター 10:00～12:00	生活・福祉相談	2日	9日	16日	—	心配ごと相談員
		火	火	火	—	
		○	○	○	—	

※法律相談を希望される方は社会福祉協議会に予約してください。(受付人員7人) 他の相談は予約はいりません。その他お問い合わせは、社会福祉協議会へどうぞ。

3月の移動図書館車巡回日程

文化振興課 (☎21-5113)・指定管理者(株)総合人材センター

移動図書館が市内を巡回します。お気軽にご利用ください。

コース	巡回日	コース	巡回日
1コース	3月2日(火)	6コース	3月11日(木)
2コース	3月3日(水)	7コース	3月16日(火)
3コース	3月4日(木)	8コース	3月17日(水)
4コース	3月9日(火)	9コース	3月18日(木)
5コース	3月10日(水)	10コース	3月19日(金)

※サービスステーションへの到着予定時刻は、広報いちき串木野10月20日号に掲載してあります。

○問合せ 市立図書館 (☎33-5655)

お く や み (1月届出分)

故人	年齢	住所または 公民館	喪主
三善 フクエ	93	石川山	三善 靖彦
山下 信義	79	京町	山下 芳子
浦嶋 重利	73	酔之尾	平田那里子
中野 サヤミ	92	旭町	中野 國臣
原口 フヂエ	97	松山	原口 政敏
吉村 マルエ	81	松比良	小海 照美
平 勲	84	中福良	平 ナル
長尾 マツエ	84	芹ヶ野	長尾 進
吉留 ケサキク	92	錆楠	吉留 純男
松崎 文夫	75	平ノ木場	松崎ヨシエ
白川 豊	59	口之町	白川 武志
吉見 計光	55	栄町(串)	吉見ちず子
松崎 良子	83	島内	松崎 孝
上新 サミ	91	港町	上新美智雄
上迫田 ミキ	84	別府	上迫田嘉吉
淵脇 純雄	78	袴田	淵脇 キエ
井亀 ミチ子	82	旭町	井亀 次男
久保 茂雄	79	平佐原	久保ヒロエ
後潟 龍志	4	橋ノ口	後潟 秀隆
松元 フミエ	82	中井原	松元 廣志
後夷 ミト	90	本浜町	後夷 義弘
久保 ユキエ	88	湊町	久保 貴
栗山 芳也	81	大原町	栗山 貞
田淵 ノブ	83	駅前	田淵 信一
井上 重一	92	栄町(串)	井上 ミツ
西 タニ	85	袴田	西 健
上酔尾 敬次	90	八房	上酔尾一郎
中村 時雄	78	石川山	中村 洋子

(届け出人が同意された方を掲載してあります)
※社会福祉協議会へ香典返しにかえて寄付をいただきました方々については、「いちき串木野市社協だより」に掲載します。



かわいい天使たち

(10~12月届出分)



岩下 ^{さえ} 紗依ちゃん
(松山)
お姉ちゃんと仲良く
成長していいね。
父：和正さん



大迫 ^{のあ} 希空ちゃん
(平江)
やさしい女の子になって下さい。
父：涼平さん・母：沙織さん



西瀬戸 ^{たいが} 大雅くん
(迫田前)
お兄ちゃんと仲良く
元気に育ってね♡
父：章さん・母：恵子さん



下茂 ^{りんか} 凜香ちゃん
(下名)
お兄ちゃんと仲良く、
明るく元気に育ってね
父：勝洋さん・母：美保さん



外菌 ^{ちひろ} 千洋くん
(平江)
私達の所に産まれてきてくれて
ありがとう☆
父：誠宜さん・母：由美さん



永濱 ^{ゆうき} 佑樹くん
(栄町(串))
笑顔いっぱい、元気に
育ってね♡
父：宏樹さん・母：智美さん



出森 ^{しゅん} 旬くん
(平向)
元気に生まれてきてくれて
ありがとう
父：達也さん・母：江美子さん



隈元 ^{ちゅら} 美ら
(東塩田町)
元気にのびのび育ってね。
父：眞一さん・母：洋子さん



鬼塚 ^{しゅうた} 秀太くん
(本浦東)
たくさん食べて、
大きくなってね!!
父：佳幸さん・母：沙織さん



山口 ^{さゆき} 紗雪ちゃん
(御倉町)
元気に産まれて来てくれて
ありがとう
父：有機さん・母：智美さん



立山 ^{ともひと} 智仁くん
(ウツダタウン)
明るく元気でたくましい子に
育ってね!
父：英樹さん・母：真理子さん



竹田 ^{ゆうせい} 結星くん
(汐見町)
お姉ちゃんと元気に
仲良く育ってね☆
父：雄一郎さん・母：梢さん



満留 ^{あん} 杏ちゃん
(大原町)
元気で笑顔いっぱい女の子に
育ってね♡
父：裕さん・母：由佳さん

子どもの名前	保護者(連名有り)	住所
川内 ^{こう} 幸輝	幸太郎	ひばりが丘
久木野 ^{りょう} 稜 弥	敦・真由美	野 元

出生届の届出期間は、生まれた日から14日以内

※持参するもの ●出生届(出生証明書)1通

●母子健康手帳 ●国民健康保険証(加入者のみ) ●印鑑(届出人のもの)

(届出人が同意された方を掲載してあります。また住所欄は公民館、または住所での掲載となります)

「広報いちき串木野」作成につき写真のご提供、取材等にご協力して下さったみなさん、本当にありがとうございました。

発行：いちき串木野市役所 企画課
〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1
(TEL)0996-32-3111 (FAX)0996-32-3124

ホームページ：<http://www.city.ichikikushikino.lg.jp/>
携帯用：<http://www.city.ichikikushikino.lg.jp/i/>
E-mail：info@city.ichikikushikino.lg.jp